

障企発0615第3号

平成28年6月15日

改正 平成30年8月1日障企発0801第2号

各都道府県・指定都市 民生主幹部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長

（ 公 印 省 略 ）

特別児童扶養手当に関する疑義について

標記については、従来示していた疑義回答を見直すとともに、新たな疑義事項についても回答を附し、別紙のとおりまとめたので、事務取扱上の参考とされたい。

また、これに伴い、「特別児童扶養手当に関する疑義について」（平成23年10月20日付け障企発1020第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

別 紙

第一 監護・養育関係

(問1) 受給者が監護者であり、配偶者とは別居中で、現在離婚調停中である。このような場合であっても、所得制限を適用するに当たって配偶者の所得を見る必要があるか。

(答) 別居していても離婚調停中でも、法的に配偶者であるうちは配偶者の所得を見る必要がある。ただし、配偶者が子を遺棄している場合は、配偶者の所得は見る必要がないと考える。

(問2) 父母と障害児の3人世帯において、受給者(A)による配偶者からの暴力(以下「DV」という)により、配偶者(B)が障害児を連れて家を出て、現在、母子生活支援施設等を転々としている。

Aに居住地を知られないように、Bの住民票上の住所を変更することが困難である場合に、住民票上の住所がある市町村ではなく、現在の居住地の市町村に対して認定請求を行うことは可能か。

(答) 手当は、住民票上の住所がある自治体において認定することが基本であるが、住民票上の住所を変更することにより、DV被害者の居住地が判明し、DV加害者により危害が加えられる事態が想定される等のやむを得ない場合においては、現に居住する自治体において、手当の申請書等を受理しても差し支えない。この場合、関係機関と連携の上、認定請求の際に必要とされている書類に加え、保護命令決定書の謄本及び確定証明書(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第19条の請求により交付される保護命令の確定証明書をいう。)の提出を受けて確認すること。

ただし、「父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による保護命令を受けた児童に係る児童扶養手当の支給事務について」(平成24年7月27日雇児福発0727第2号)の別紙2「確定等証明申請書(児童扶養手当請求用)」により裁判所の証明を得ている場合には、保護命令決定書の謄本等ではなく、それによって確認することでも差し支えない。

また、各自治体の児童扶養手当制度所管部署が既に上記のような証明書の提出を受けている場合には、当該部署から証明書の写しを徴すること等により、DV被害者からの証明書の提出を省略して差し支えない。

(問3) 障害児が就職し、現に働いている場合でも手当を支給して差し支えないか。

(答) 支給要件に該当する限り、差し支えない。

第二 施設等入所関係

(問1) 障害児が児童福祉施設、障害者支援施設等に入所したときは、手当が支給されないのはなぜか。

(答) 児童福祉施設等に入所した障害児については、施設の長等のみが障害児を監護しているものと解し、父母の監護という要件には該当しないものとみなされるためである。ただし、医療型障害児入所施設に親子で短期間入所して機能訓練等を行う場合など、障害児の父母等の監護が継続していると考えられる場合もあるため、監護の実態等を個別具体的に判断する必要がある。

なお、父母が監護していないと認められる場合において、施設の長その他の職員は、入所した障害児の生計を個人的に維持しているものではないため、養育者とはならず、かつ、養育は同居を要件としているため、施設に入所した障害児について施設の外部にも養育者は存在しない。

(問2) 障害児が特別支援学校の寄宿舎に入寮している場合、受給資格者と離れるが、受給資格喪失となるか。

(答) 特別支援学校の寄宿舎については、一般的に親等の監護は及ぶと解されるので、入寮をもって受給資格は喪失しないものとする。

(問3) 障害者総合支援法によるグループホーム（共同生活援助）は施設入所に該当しないと解してよいか。

(答) お見込のとおり。

当該事業においては、父母等の監護が継続するものと解されるが、監護の実態等を個別具体的に判断する必要がある。

(問4) 里親は受給対象となると解してよいか。

また、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の養育者は受給対象となるか。

(答) 里親については、お見込のとおり。

また、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、

- ・ 法令上、養育者に加え、1人以上の補助者の配置が義務付けられていること、
- ・ 事業の実施主体が法人の場合もあり、必ずしも、養育者が障害児の生計を個人的に維持しているとは言えないこと

から、受給対象とはならない。

- ・ 「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和48年9月28日児発第727号厚生省児童家庭局長通知）参照

(問5) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された障害児の父母等に対する特別児童扶養手当は受給資格喪失となるか。また、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）が行われている場合はどうか。

(答) 小規模住居型児童養育事業者に委託された場合については、児童は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の養育者の監護の下に置かれ、父母等の監護が及んでいないと解されるので、受給資格を喪失する。

また、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）については、監護の実態等を個別具体的に判断する必要がある。

(問6) 障害児が児童相談所に一時保護された場合、父母等に対する手当は受給資格喪失となるか。

また、一時保護により受給資格が喪失しない場合、保護期間が長引いた場合の取扱いはどうなるか。

(答) 児童相談所の一時保護は、あくまでも一時的なものであることから、父母等の監護が継続するものと解し、原則として、一時保護期間中も手当を支給する。

なお、父母等の虐待により長期で一時保護所に入所する場合や、一時保護の期間が長期に渡ることが見込まれる場合等については、監護の実態等を個別具体的に判断して、受給資格を喪失させても差し支えない。

(問7) 契約入所の場合、資格喪失日は契約日の前日でよいか。

(答) 施設入所の公費が発生するのは契約による場合であっても、実際に入所した日からとなる。よって、契約日の前日や入所予定日で資格喪失するのではなく、実際に入所した日の前日で資格喪失となる。

第三 所得関係

(問1) 受給者が手当の対象障害児を連れて再婚し、生計の維持は専ら配偶者に依存するようになった場合においても、法第3条の規定の趣旨から受給資格は元の受給者にあるものと解されるが、再婚により配偶者に生計を維持されるようになった時点における配偶者の前年分の所得状況に関する書類の提出を求め、法第7条の所得制限が適用されるか。

(答) お見込のとおり。

第四 手続関係

(問1) 手当の申請や有期認定の際に提出する診断書について、取得時期の期限はあるのか。

(答) 診断書の作成日(診断日)は、手当の申請日又は有期認定の提出期限日から概ね2ヵ月以内のものが望ましい。

- ・「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法における有期認定の取扱いについて」(昭和42年12月19日児発第765号 厚生省児童家庭局長通知) 参照

(問2) 有期認定の期限前に診断書が提出された場合について、受給資格がないと判断されたときの手当の取扱いはどうなるのか。

(答) 診断書作成日をもって手当の受給資格を喪失させる(※)。

※ 具体例：平成28年3月(末日)が期限となる有期認定の場合

①平成28年1月15日 診断書作成

②平成28年2月上旬 認定庁に診断書提出

③平成28年2月下旬 非該当の判定(受給資格喪失の認定)

→ この場合、診断書作成日(1月15日)に資格喪失となる。

(問3) 有期認定の期限後の手当の取扱いはどうなるのか。

(答) 有期認定の際の診断書の提出について、正当な理由がなく提出が遅れた場合は、診断書が提出されるまでの間、法第11条の規定による支給停止処分を行う。その後、診断書が提出され、受給資格を満たしていると判断される場合は、その提出した日の属する月の翌月から手当を支給する。

また、期限後に提出された診断書により受給資格がないと判断される場合は、有期認定の終期の月の末日に資格喪失となる(※)。

※ 具体例：平成28年3月(末日)が期限となる有期認定の場合

- ①平成28年4月15日 診断書作成
- ②平成28年5月上旬 認定庁に診断書提出
- ③平成28年5月下旬 非該当の判定（受給資格喪失の認定）

→ この場合、有期認定の終期の日（3月末日）に資格喪失となる。

（問4）療育手帳「A」を所持している場合は、診断書を省略できているが、療育手帳「B1」を特別児童扶養手当2級相当、「B2」をそれ以外と区分している場合において、特別児童扶養手当2級に該当する旨の児童相談所の証明書、あるいは療育手帳「B1」の写しをもって、診断書に代えることはできないか。

（答） 特別児童扶養手当制度は全国的な制度であるので、療育手帳制度の改正がない限り、都道府県単独の措置で診断書の省略を行うことはできない。

なお、療育手帳「A」を所持していた者が、療育手帳「A」に該当しなくなったことを把握した場合には、速やかに、法第36条第1項に基づき期限を定めて医師の診断書の提出を求め、受給資格要件について判断すること。

・「特別児童扶養手当制度の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号児童家庭局長通知）の「4 障害の認定に係る診断書等について」参照

（問5）療育手帳の「A」判定には、①「知能指数がおおむね35以下」の場合と、②「知能指数がおおむね50以下」であって、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害により身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級～3級に該当する場合などがあるが、①の場合だけでなく、②の場合も診断書を省略できるか。

（答） 省略できる。

（問6）療育手帳「B」を所持している場合について、手当2級（知的障害）を受けていた者に対して、再認定を行う際に、療育手帳の再認定等のために使用された判定資料によって、手当の診断書の提出を省略することはできないか。

（答） 手当（知的障害）の再認定の手続においては、法第36条第1項に基づき医師の診断書の提出を求め、資格要件について判断することを原則とする。

ただし、療育手帳の再認定等のために使用された医師の診断書において、手当（知的障害）の診断書で必要とされる診断項目が全て含まれており、かつ、必要な検査が全て行

われており、手当受給者が療育手帳の診断書での手続きを希望する場合は、手当の診断書に代えて、療育手帳の診断書の内容を審査することにより、手当の診断書の提出を求めなくても、減額改定や受給資格喪失の認定又は手当の再認定を行って差し支えない。

なお、療育手帳の再認定等のために発行された診断書の作成日について、手当の再認定の提出日前の概ね2箇月以内に作成されたものとする。

(問7) 8月31日に障害児施設を退所した場合、認定請求が翌日の9月1日になると、法第5条の2により支給開始が10月となり、1か月分の手当が受けられなくなる。退所日と同日付けで特別児童扶養手当の申請をすることは可能か。

(答) 退所日までは施設長等に監護されていると解されることから、退所日の翌日以降でなければ請求ができない。

(問8) 所得状況届が提出されない場合の取扱いはどうなるのか。

(答) 所得状況届について、規則第4条に定められた期間内に正当な理由がなく提出しない場合は、法第12条の規定に基づき、手当の支払いを一時差し止め、後日、所得状況届が提出され所得制限の限度額以内の場合は、差し止められた分の手当を支給する。

なお、所得状況届未提出のまま支払期日到来後2年を経過した場合には時効により受給権を失うこととなるので、その都度職権により処理されたい。

- ・「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る時効の解釈及び取扱い等について」(昭和47年8月25日児企第33号厚生省児童家庭局企画課長通知) 参照

(問9) 5年前から所得制限により手当を支給されなかった人が、所得更正によって5年前から手当を支給できる所得額となったが、この場合、手当はいつまで遡って支払うことができるのか。

(答) 受給資格が時効により消滅する2年前まで遡って支給することができる。

- ・「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る時効の解釈及び取扱い等について」(昭和47年8月25日児企第33号厚生省児童家庭局企画課長通知) 参照

第五 障害認定関係

(問1) オージオメータにより聴力レベルを測定できない乳幼児については、他の検査の結果により認定することができるか。

(答) オーディオメータにより聴力レベルを測定できない乳幼児の場合、聴力の検査はABR検査（聴性脳幹反応検査）又はASSR検査（聴性定常反応検査）と、COR検査（条件詮索反応検査）を組み合わせる。

- ・「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付児発第576号厚生省児童家庭局長通知）参照

(問2) 身体障害者手帳では、人工内耳装用前の状態又は電源を切った状態で障害の状態を判定することになっている。聴力を計測する場合は、人工内耳や補聴器の電源を切った状態で測定すべきか。

(答) 人工内耳や補聴器の電源を切った状態で測定されたい。

(問3) ペースメーカを植え込んだ者について、身体障害者手帳が交付されているが、このような場合、診断書に代えて身体障害者手帳の写しで認定しても差し支えないか。

(答) 診断書が省略できるのは、手帳に記載されている障害名及び等級表による級別によって障害の程度が令別表第3の各号に明らかに該当する場合であり、ペースメーカを植え込んでいることのみでは判断ができないため、診断書により審査されたい。

(問4) インスリン療法の診断書の自己管理状況において、いずれか1つが「全部介助」の場合は自己管理ができない場合に相当すると考えられるが、「一部介助」となっている場合は「インスリン療法の自己管理ができない場合」に該当するとしてよいか。

(答) 診断書のインスリン療法の自己管理状況において、「一部介助」という診断がされた場合は、現在までの治療の内容や介助の必要な理由等により、自己管理の状況を確認し、自己管理ができないと判断される場合には、認定の対象とする。